

Accessibility Newsletter

～「障害のある学生の修学支援に関する検討会」第二次まとめ～

第1号 平成29年5月

ダイバーシティawareness week を開催します！

ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンターでは、今年度からの新しい取り組みとして、「ダイバーシティawareness week」を開催します。本学の学生や教職員だけでなく、地域の皆様にも広く周知し、皆さんがダイバーシティを身近なトピックとして考えることのできるような企画を複数ご用意しております。

現在、アクセシビリティ部門では、様々な学類や関係組織との共催企画として、「障害とテクノロジー（仮）」、「アダブテッドスポーツ（仮）」といった複数の企画の準備をしています。

近隣の障害者支援関連団体によるお弁当の販売等も行う予定ですので、どうぞご参加ください。

日時：10月2日（月）～6日（金）

場所：第三エリア、2B412ほか

対象：全学の参加可能な学生・教職員
地域の方

障害のある学生の修学支援についてのご相談はこちらです

今年度も筑波大学に多くの障害のある学生が入学してきました。授業の中で、学生が障害のために苦戦していること、教職員の皆様がお困りのことはありませんか？

障害のある学生の修学支援についてのご相談は、アクセシビリティ部門までお願いいたします。修学支援以外のご相談については、他の専門的な相談窓口をご紹介しますことも可能です。

【アクセシビリティ部門連絡先】

スチューデントプラザ2階

TEL 029-853-4584

E-mail shougai-shien@un.tsukuba.ac.jp

文科省「障害のある学生の修学支援に関する検討会」 第二次まとめが公表されました

文部科学省では、高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方を検討するため、平成24年に高等教育局に「障害のある修学支援に関する検討会」を設定し、大学等における合理的配慮の対象範囲、合理的配慮の考え方、関係機関が取り組むべき課題等について、有識者を含めた検討を続けています。平成24年12月には、第一次まとめが公表され、平成29年4月には、以下の内容を含む第二次まとめが公表されました（表1）。

これまでの第一次まとめや、平成28年の「障害者差別解消法」の施行に伴う研修会や各関係機関における積極的な取り組み等により、日本の障害学生支援が進展しつつあるものの、人員不足や合理的配慮決定の手順、紛争処理に係るプロセス等が十分に具体化されていないことや、対応に苦慮する現状をふまえ、第二次まとめでは、より具体的な対応方法に踏み込んだ内容も議論されています。教職員の皆様もぜひ一度、内容についてご確認ください。

第二次まとめの詳細は、URLをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm

表1 「障害のある修学支援に関する検討会」第二次まとめの目次

1. はじめに
2. 大学等における障害のある学生の現状
3. 第一次まとめで取り組むべきとされた事項の進捗状況
4. 本検討会における検討の対象範囲
5. 障害者差別解消法をふまえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する考え方と対処
6. 各大学等が取り組むべき主要課題とその内容
7. 社会で活躍する障害学生支援センター（仮称）の形成
8. おわりに

「障害学生支援技術（ピア・チューター養成講座）」の 宣伝にご協力をありがとうございました

アクセシビリティ部門では、障害のある学生の支援者（ピア・チューター）養成のため、「障害学生支援技術（自由科目特設）」を授業として開講しています。毎年、各教育組織の先生方にご協力をいただき、先生方の授業の中で、当該授業の宣伝活動を実施しています。今年度も多くの先生方からのご協力により、宣伝活動を行うことができました。この場を借りて、厚く御礼申し上げます。各教育組織に所属している障害のある学生への修学支援のためにも、今後とも引き続き、ご協力をお願いいたします。